

（第 29 号議案）

中野区民住宅条例の一部改正について

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）」による、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号）の改正に伴い、都知事が認定した区民住宅の供給計画等は区長が行ったものとみなされるため、中野区民住宅条例を改正する必要がある。

2 改正内容

中野区民住宅条例第 2 条第 1 号中「東京都知事」とあるものを「区長」に改める。

3 施行時期

平成 24 年 4 月 1 日

中野区民住宅条例新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略) (用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 区民住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「法」という。）第3条の規定により<u>区長</u>の認定を受けた供給計画に基づき建設された住宅で、区が借り上げ、管理するものをいう。 (2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第1条第3号に定める算出方法に準じて算出した額をいう。 第3条 (略) (使用者の公募) 第4条 区長は、区民住宅を使用させる者を決定するに当たっては、これを公募しなければならない。 2 前項の公募の方法は、規則で定める。 3 第1項の規定にかかわらず、<u>省令第7条第3号</u>に規定する者に対しては、公募を行わないで区民住宅を使用させることができる。 第5条～第29条 (略) 附 則 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。</u>	第1条 (略) (用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 区民住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「法」という。）第3条の規定により<u>東京都知事</u>の認定を受けた供給計画に基づき建設された住宅で、区が借り上げ、管理するものをいう。 (2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第1条第3号に定める算出方法に準じて算出した額をいう。 第3条 (略) (使用者の公募) 第4条 区長は、区民住宅を使用させる者を決定するに当たっては、これを公募しなければならない。 2 前項の公募の方法は、規則で定める。 3 第1項の規定にかかわらず、<u>省令第7条第2号</u>に規定する者に対しては、公募を行わないで区民住宅を使用させることができる。 第5条～第29条 (略) 附 則 (略)